

東和工業コース別男女賃金差別事件の控訴審判決の破棄と、賃金格差の全額ならびに将来にわたる格差の是正を求める署名

- 1 憲法、女性差別撤廃条約、ILO100号条約、労基法を適正に適用して、差別によって被った不利益を実質的かつ具体的に回復させる判断をしてください。
- 2 昇格には、会社の裁量的判断を含んだ人事考課の査定等を経なければならぬから、総合職として処遇されていれば当然に主任に昇格していたとはいえないとする原判決の判断は、企業の裁量権を聖域化し、男女平等権を企業の裁量に劣後させており、憲法14条、同22条、同29条の解釈適用を誤った違法があるので、原判決を破棄してください。
- 3 総合職のほうが一般職より高い職務遂行能力が求められるとし、企業の裁量を根拠に総合職主任への昇格の高度の蓋然性を否定する原判決の判断は、女性に対する偏見や固定観念に基づくものであり、憲法14条に違反するので、原判決を破棄してください。
- 4 コース別振り分けの理由として被告の主張した「原告の技能レベルの低さ」を、本訴提起後の後付けの理由として排斥しながら、職務内容および能力に関する判断においては、原告の反論の主張立証を全く考慮することなく、ただ被告の主張のみを全面的に信用して、原告の技能レベルの低さを認定している原判決の判断は、明らかに矛盾したものであり、著しい経験則違反が存在するので、原判決を破棄して下さい。
- 5 年金額格差については、年金差額分の算定基礎に関する判断の誤り、保険料差額分の「損益相殺」に関する判断の誤りがあるので、原判決を破棄して下さい。
- 6 消滅時効について、各月の賃金の支払期日が到来する都度、原告が損害の発生を知っていたものとして、その起算点を各月の賃金の支払期日として、本件提訴より3年以上前の賃金差額相当額の賠償請求権を消滅時効にかかっているとした原判決の判断は、民法724条の解釈適用に誤りがあるので原判決を破棄して下さい。
- 7 長年にわたって性差別の人権侵害行為を行ってきた被告が、さらに男女別コース別管理の導入などによって、原告の権利行使を妨げながら、3年の消滅時効を援用することを認めた原判決の判断は、「権利の濫用は、これを許さない。」とする民法1条3項に違反するので、原判決を破棄して下さい。

2016年 月 日

住 所
氏 名

メッセージ